



身近な手続き

戸籍・住所の届け出

戸籍の届け出

☎総合窓口課 ☎754-6243

戸籍はその人の出生から死亡までの身分関係を登録し、これを証明する大切なものです。

戸籍の届け出は本籍地または住所地の市区町村で受け付けを行っていますが、届け出の種類によっては必要なもの、届け出期間が異なります。ご注意ください。なお、なりすましを防ぐため本人確認を行っています。窓口にくられる方はマイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどをお持ちください。

届け出書などの用紙は市役所1階総合窓口課に備えてあります。

※外国人の方は、必要なものなどが異なる場合があります。事前にお問い合わせください。

届け出の種類	届け出期間	届け出人	届け出先	必要なもの
出生届	出生した日から14日以内 (出生した日を含む)	父・母	本籍地、出生地または届け出人の住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> • 届け出書(1通) • 出生証明書 ※名前に使用できる文字は一定の制限がありますので、窓口にお尋ねください。 ※関連する手続き…国民健康保険(☎P59)、児童手当(☎P64)、子ども医療費助成制度(☎P77)など。
死亡届	死亡を知った日から7日以内	親族	本籍地、死亡地または届け出人の住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> • 届け出書(1通) • 死亡診断書 ※届けを出す前に火葬場の予約をしてください。 ※関連する手続き…国民年金(☎P57)、国民健康保険(☎P59)、後期高齢者医療制度(☎P79)、介護保険(☎P83)など。
転籍届 (本籍地を移す場合)	—	戸籍筆頭者とその配偶者	本籍地、新本籍地または住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> • 届け出書(1通) • 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通(同一市町村内の転籍時には不要)
婚姻届	—	婚姻する2人	2人のいずれかの本籍地または住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> • 届け出書(1通)(成人である証人2人の署名が必要) • 届け出人双方の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)各1通(届け出地に本籍がある方は不要) • 届け出人の本人確認ができるもの ※関連する手続き…国民年金(☎P57)、国民健康保険(☎P59)など。
不受理申出	—	本人	本籍地または所在地の役所	<ul style="list-style-type: none"> • 本人確認ができるもの ※不受理申出の不受理期間に期限はありません。申出以後取り下げされない限り無期限に効力が続きます。

身近な手続き ▼ 戸籍・住所の届け出



届け出の種類	届け出期間	届け出人	届け出先	必要なもの
協議離婚	—	夫と妻	本籍地または住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> 届け出書(1通)(成人である証人2人の署名が必要) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通(届け出地に本籍がある方は不要) 届け出人の本人確認ができるもの ※関連する手続き…国民年金(P57)、国民健康保険(P59)など。
離婚届 調停離婚 審判離婚 和解離婚 認諾離婚 判決離婚	確定の日から10日以内(確定の日を含む)	申立人	本籍地または住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> 届け出書(1通)(証人は不要) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通(届け出地に本籍がある方は不要) 調停調書謄本(調停離婚) 審判書謄本と確定証明書(審判離婚) 和解調書謄本(和解離婚) 認諾調書謄本(認諾離婚) 判決謄本と確定証明書(判決離婚)

エンゼル祝品支給制度

問 総合窓口課 ☎754-6243

次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、新生児を出産された場合に、エンゼル祝品として、第1子・第2子は1万円、第3子以上は1人につき5万円の積立式定期預金通帳をお贈りします。
対象は、本市に住民登録をし、半年以上居住し、市税を完納し、現に子を養育されている方です。

ダイハツ・エンゼル車提供制度

問 総合窓口課 ☎754-6243

市内在住で第3子以上が生まれた方で希望された方に、ダイハツ工業㈱から「ブーン」または「トール」を3年間無償貸与しています。
対象は、本市に住民登録をし、半年以上居住し、市税を完納し、現に子を養育されている方です。
詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ



身近な手続き
▼ 戸籍・住所の届け出

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に入ることができます。

フラットな入り口



ベビーカーでも簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。



住所の届け出

☎総合窓口課 754-6243

住民票(住民基本台帳)は、その人の居住関係を記録し、これを証明するとともに保険・年金、福祉、衛生、教育、選挙などさまざまな行政事務の基礎となる大切なものです。変更があった場合には、必ず届け出をしてください。虚偽の届け出を防止するため、窓口に来られた方の本人確認を行っています。窓口に来られる際はマイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどを持参してください。本人または同一世帯員以外からの届け出には委任状が必要です。

届け出の種類	届け出期間	届け出人	届け出先	必要なもの
転入届	市外から移転してきた場合	本人または世帯員(同一世帯員以外からの届け出には委任状が必要です)	市役所1階総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの 転出証明書(前市区町村で発行) 住民基本台帳カード(交付者のみ)※暗証番号が必要 マイナンバーカード(交付者のみ)※暗証番号が必要 特別永住者証明・在留カード(異動者全員分、外国人住民のみ) ※関連する手続き…国民年金(P57)、国民健康保険(P59)、後期高齢者医療制度(P79)、介護保険(P83)など。
	国外から移転してきた場合			<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの パスポート(転入者全員のもの) 戸籍附票(転入者全員のもの、本籍地が本市の場合は不要) 住民票の除票(旧氏が併記されていた方のみ)
転出届 市外へ転出する場合 国外へ転出する場合	転出する日の14日前から			<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの 印鑑登録証(登録者のみ) ※届け出後は転出証明書をお渡ししますので、新住所地の市区町村へ提出してください。 ※関連する手続き…国民健康保険(P59)、後期高齢者医療制度(P79)、介護保険(P83)など。
転居届 市内で転居する場合	転居した日から14日以内			<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの 住民基本台帳カード(交付者のみ)※暗証番号が必要 マイナンバーカード(交付者のみ)※暗証番号が必要 特別永住者証明・在留カード(異動者全員分、外国人住民のみ) ※関連する手続き…国民健康保険(P59)、子ども医療費助成制度(P77)、介護保険(P83)など
世帯変更届 世帯主が変わった場合・世帯が分かれたり合併した場合など	変更があった日から14日以内			<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの ※関連する手続き…国民年金(P57)、国民健康保険(P59)、後期高齢者医療制度(P79)、介護保険(P83)など。

※住所の移転に伴い学校、児童手当、各種医療などの手続きが必要になる場合があります。

※住民基本台帳カードおよびマイナンバーカード交付者は、転出転入届の特例を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

※電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引っ越しをする方は、マイナポータルを通じた転出届の提出や転入・転居の来庁予定の連絡ができます。

住民基本台帳カード

☎総合窓口課 754-6243

現在お持ちの住民基本台帳カードは有効期限までご使用できます。(新規交付(更新)は終了しました。)マイナンバーカードを交付する場合は、返却していただきます。



身近な手続き
▼戸籍・住所の届け出

マイナンバーカード(個人番号カード)

☎ 総合窓口課 754-6243

顔写真付きで公的な身分証明書としてお使いいただけるほか、希望により国税の電子申請(e-Tax)などの電子的行政手続きに使える電子証明書などが格納されています。

窓口に来る人	申請窓口	受け取り窓口	手数料	交付手続き
本人 (15歳未満の方または成年被後見人には、法定代理人が同行してください。)	地方公共団体情報システム機構	市役所1階 総合窓口課	初回無料	<ul style="list-style-type: none"> 「個人番号カード」お渡しのご案内書 本人確認ができるもの 交付通知書 ・ 通知カード(交付者のみ) 住民基本台帳カード(交付者のみ)
代理人			再交付 800円 電子証明書 200円	<ul style="list-style-type: none"> 「個人番号カード」お渡しのご案内書 ご本人の本人確認ができるもの(顔写真付の証明書と他1点) 代理人の本人確認ができるもの(顔写真付の証明書と他1点) ご本人が来庁が困難であることを証する書類(診断書等) 交付通知書(本人・代理人欄、暗証番号記入必須) 通知カード(交付者のみ) 住民基本台帳カード(交付者のみ)

※詳しくは「個人番号カード」お渡しのご案内書の内容をご確認ください。

▶ マイナンバーの記入や提示が必要な主な手続き

マイナンバーの対象となる手続きの際には、下記のものが必要です。

申請書などにマイナンバー(個人番号)の記入

マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードの提示

※住民基本台帳と相違ない通知カードに限る

本人確認書類の提示

- 写真つきの場合、1点(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- 写真なしの場合、2点(健康保険の被保険者証、国民年金手帳、医療受給者証など)

市役所での市民向けの主な対象手続きは、下記のとおりです。

対象手続きの詳細などは、各担当課にお問い合わせください。

マイナンバーカード(個人番号カード)に関する手続き

手続き	問い合わせ先
転入、転居、戸籍届出などでカードの記載内容(住所、氏名、生年月日、性別)に変更が生じたとき	総合窓口課

税に関する手続き

手続き	申請書など	問い合わせ先	
市・府民税(個人)	市・府民税の申告	市・府民税申告書	課税課
固定資産税	償却資産の申告	償却資産申告書	
	非課税の申告	非課税申告書	
	特例による減額の申告	減額申請書	
軽自動車税(種別割)	減免の申請	減免申請書	
納税管理人に関する届出	納税管理人申告書など		

保険・医療に関する手続き

手続き	申請書など	問い合わせ先	
国民健康保険	資格取得・喪失・変更届、保険証再発行、限度額適用認定、高額療養費、療養費など	国保・年金課	
後期高齢者医療制度	資格取得・変更・喪失、限度額適用認定、保険証再発行、高額療養費、療養費など	保険医療課	
医療費助成	子ども医療		資格取得(更新)・喪失・保険変更・住所変更など
	ひとり親家庭医療		
	重度障がい者医療		



身近な手続き ▼ マイナンバーカード(個人番号カード)

介護・福祉に関する手続き

手続き		申請書など	問い合わせ先
介護 保険	介護保険認定	要介護(要支援)認定など	介護保険課
	介護保険給付	給付、利用者負担額決定など	
福祉	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	障害者手帳(再)交付申請など	障がい福祉課
	療育手帳	障害者手帳(再)交付申請など(18歳未満は発達支援課)	
	自立支援医療	自立支援医療(育成・更生・精神通院)支給認定申請書	
	障がい福祉サービス	支給決定の申請	
	補装具費・日常生活用具	補装具費(購入・修理)支給申請書	
	特別障害者手当	特別障害者手当認定請求書など	発達支援課
	障がい児福祉手当	障がい児福祉手当認定請求書など	
	障がい児通所支援(放課後等デイサービスなど)	通所給付の申請	
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当認定請求書など	生活福祉課
	生活保護	生活保護申請書など	
住居確保給付金	住居確保給付金申請書など		

健康・子育てに関する手続き

手続き		申請書など	問い合わせ先
給付や届出	妊娠届出	妊娠届出書	健康増進課
	低体重児届出	低体重児出生届	
	未熟児養育医療給付	養育医療給付申請書、世帯調書など	保険医療課
	児童手当	児童手当認定請求書、別居監護申立書など	子育て支援課
	児童扶養手当	児童扶養手当認定請求書、現況届など	
	教育・保育給付	教育・保育給付認定申請書など	幼児保育課
施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)	施設等利用給付認定申請書など		



身近な手続き ▼ マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカードでできること

住民票の写しなどの各種証明書のコンビニ交付

コンビニエンスストアで、住民票の写し、印鑑登録証明書などの各種証明書の交付が可能となります。詳しくは **P53** コンビニ交付をご参照ください。

行政手続きのオンライン申請

本人確認が必要な行政手続きについて、マイナポータル※などでオンライン申請が可能となります。

例 e-Tax(確定申告)、転出届、その他子育て関係・各種保険関係の一部の申請手続など

自己情報の確認

マイナポータル※で自己情報を確認することができます。

例 予防接種、健康診断・健診情報、税・所得、年金、児童手当、介護・高齢者福祉情報など

※マイナポータルとは、政府が運営するウェブサイトです。マイナンバーカードをお持ちの方が利用できるオンラインサービスで、政府からのお知らせを受け取ったり、行政機関等が保有している自身の個人情報を検索したり、行政手続きを行ったりすることができます。パソコンやスマートフォンのウェブブラウザからのアクセスに加え、スマートフォン向けのアプリケーションも用意されています。

マイナポータルウェブサイト



Android用アプリ

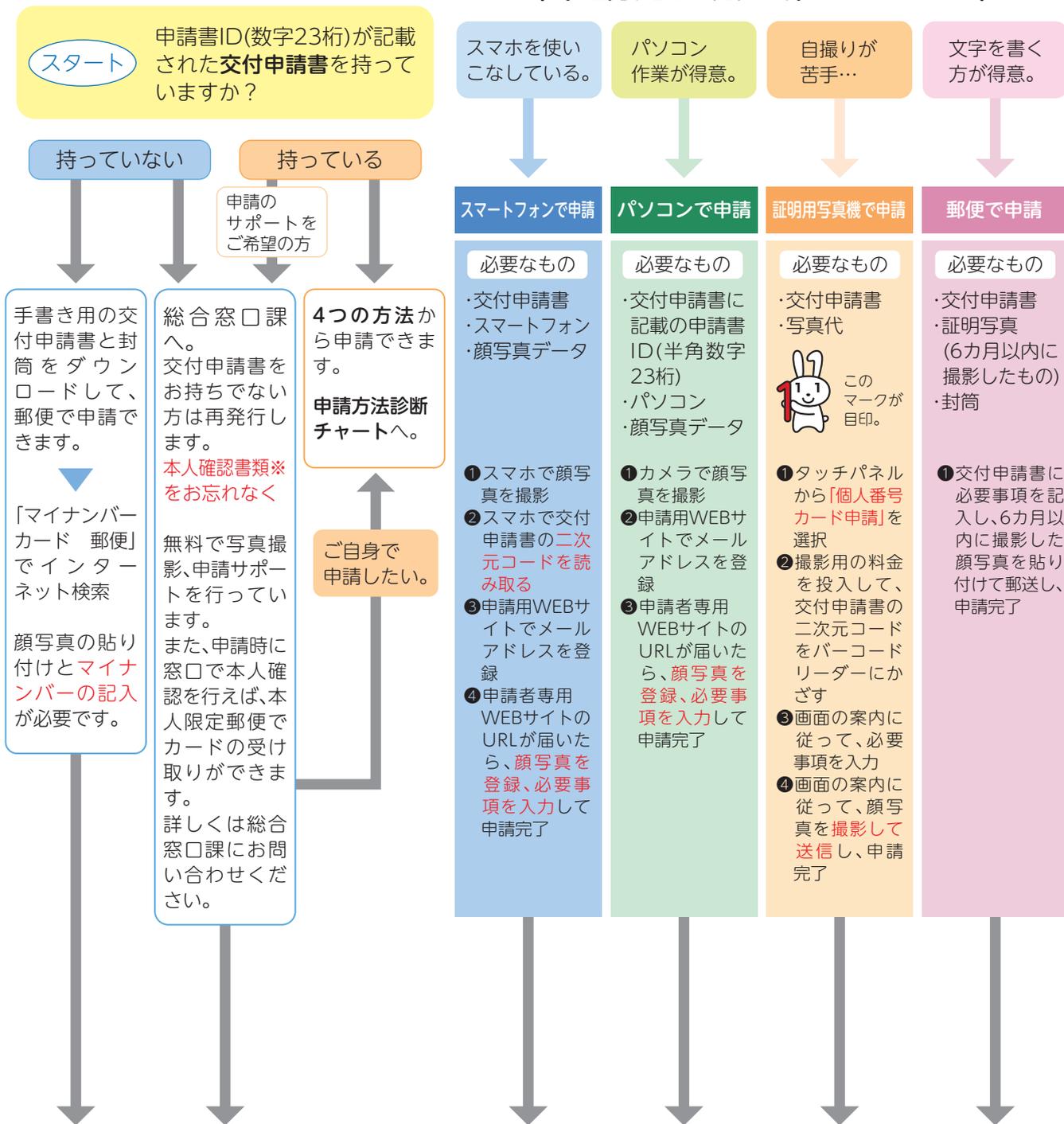


iPhone用アプリ



つくってみよう！マイナンバーカード

〈申請方法診断チャート〉



身近な手続き ▼ マイナンバーカード(個人番号カード)

ゴール 申請から約1カ月後、池田市から「**交付通知書**」が届きます。
 交付通知書に記載の必要書類を持参して、原則ご本人がマイナンバーカードを受け取りにお越しください。
 窓口で申請時に本人限定受取郵便の手続きをされた方には、自宅にマイナンバーカードを送付します。

※本人確認書類として、「運転免許証」や「パスポート」など官公署発行の顔写真付き書類をお持ちください。
 官公署発行の顔写真付き書類をお持ちでない場合は、各種健康保険の被保険者証や年金手帳などの公的な書類2点が必要です。

印鑑登録

印鑑登録申請

☎ 総合窓口課 754-6243

印鑑は不動産の登記、金銭の貸借など日常生活に広く使われています。「実印」として公に立証するためには登録が必要です。印鑑登録の手続きは本人がしてください。もし本人が手続きなどに来られないときは、代理人が本人自筆の委任の旨を証する書面(委任状か代理人選任届)を持って申請をしてください。登録後に印鑑登録証(カード)をお渡しします。これは印鑑登録証明書(交付に必要なもの)の交付に必要なものです。大切に保管してください。

窓口に来る人	申請窓口	必要なもの	登録手続
本人 (15歳以上)	市役所1階 総合窓口課	登録する印鑑	<ul style="list-style-type: none"> 申請手続後は照会書を郵送しますので、回答書に必要事項を記入してください 回答書と本人確認ができるものを持参していただいた日に登録されます(照会書を郵送するため登録までに数日かかります) ※次の方法で即日登録ができます。 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど官公署発行の免許証・許可証など(本人の写真付のもの)有効期限内のものを持参する方法 市内で印鑑登録を受けている方が、当該登録印を持参し印鑑登録申請書の保証人欄で保証する方法
代理人		<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 委任状 代理人の印鑑(認印) 	申請手続後は、本人あてに照会書を郵送しますので、回答書に必要事項を記載してください。回答書と登録者と代理人の本人確認ができるものを持参していただいた日に登録されます(照会書を郵送するため登録までに数日かかります)

※成年被後見人については、手続き方法が異なりますのでお問い合わせください。

登録できない印鑑

登録できる印鑑は一人1個です。次のような印鑑は登録できません。ご注意ください。

- 住民票に記載されている氏名または氏・名もしくは通称で表されていない印鑑
- 一辺の長さが25mm以上または8mm以下の印鑑
- プラスチック、ゴム印などでできている印鑑
- 印鑑が欠けるなどにより印影が不鮮明な印鑑
- 他者と同一印
- 外国文字で表されているもの など

登録の変更・廃止

☎ 総合窓口課 754-6243

登録の廃止

窓口に来る人	申請窓口	必要なもの	申請手続
本人	市役所1階 総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 登録印鑑 印鑑登録証 	印鑑登録廃止申請書に記入してください
代理人		<ul style="list-style-type: none"> 登録印鑑 印鑑登録証 委任状 代理人の印鑑(認印) 	

印鑑・印鑑登録証を紛失したとき

窓口に来る人	申請窓口	必要なもの	申請手続
本人	市役所1階 総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 登録印鑑か印鑑登録証 認印 	印鑑登録証亡失届出書に記入してください
代理人		<ul style="list-style-type: none"> 登録印鑑か印鑑登録証 本人の認印 委任状 代理人の印鑑(認印) 	

登録印鑑を変更したいとき

窓口に来る人	申請窓口	必要なもの	申請手続き
本人	市役所1階 総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 新たに登録する印鑑 印鑑登録証 	印鑑登録廃止申請書に記入し、新たに登録申請をしてください ※ P52 の印鑑登録申請参照
代理人		<ul style="list-style-type: none"> 新たに登録する印鑑 印鑑登録証 委任状 代理人の印鑑(認印) 	

印鑑証明がほしいとき(印鑑登録証明申請)

窓口に来る人	申請窓口	必要なもの	申請手続き
本人 代理人	市役所1階 総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証 	印鑑登録証明書交付申請書に記入し、印鑑登録証を提示してください

各種証明書

窓口請求(各種証明書)

総合窓口課 ☎754-6243

戸籍全部・個人事項などの各種証明書の請求窓口、手数料などは次のとおりです。第三者からの偽りその他不正な請求を防止するため、窓口に来られる方の本人確認を行っています。

窓口に来られる際は、氏名や住所が記載された書類(運転免許証など)を持参してください。

本人確認については **P54** をご覧ください。

種類	請求窓口	手数料	必要なもの
戸籍全部・ 個人事項証明書	本籍地を所管 する市役所	1通 450円	<ul style="list-style-type: none"> 窓口に来られる方の本人確認ができるもの 代理人が請求するときは、委任状と代理人の本人確認ができるもの 戸籍関係の請求については、同一戸籍内の方及び直系尊属(父母・祖父母)並びに直系卑属(子・孫)以外の方は親族であっても第三者請求となり委任状が必要です 住民票の写しは、同住所でも別世帯の方が請求するときは委任状が必要です
除籍全部・ 個人事項証明書		1通 750円	
原戸籍		1通 750円	
戸籍の附票の写し		1通 300円	
住民票の写し	市役所1階 総合窓口課	1通 300円	印鑑登録証
印鑑登録証明書	1通 300円		

コンビニ交付

総合窓口課 ☎754-6243 **課税課** ☎754-6222 **納税課** ☎754-6225

全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなど、下記証明書が取得できるサービスです。

種類	取得可能時間	手数料	必要なもの	お問い合わせ
住民票の写し	午前6時30分～午後11時	300円	マイナンバーカード(個人 番号カード) ※暗証番号(4桁)が必要	総合窓口課
印鑑登録証明書		300円		
戸籍全部・個人事項証明書	午前9時～午後5時15分 (平日のみ)	450円		
戸籍の附票の写し		300円		
市・府民 税(個人)	午前6時30分～午後11時	300円	課税課	納税課
課税・非課税・所得証明書 納税証明書		300円		

※コンビニ交付が利用できる店舗は、マルチコピー機が設置されている、セブンイレブン・ローソン(ローソン100は除く)・ファミリーマート・ミニストップなどです。また伏尾台コミュニティプラザ内に設置のキオスク端末でも取得できます。(伏尾台コミュニティプラザ休館日は利用できません。また、利用時間などはコンビニエンスストアと異なります。)

※年末年始(12月29日から1月3日)および保守点検日は利用できません。

※コンビニ交付では、印鑑登録証での発行はできません。

※戸籍全部・個人事項証明書・戸籍の附票の写しは、池田市に本籍がある方に限ります。

※課税・非課税・所得証明書は、証明年度の1月1日に池田市に住居登録があり、池田市に申告の情報(課税情報)がある方に限ります。

※課税・非課税・所得・納税証明書は、原則最新年度および前年度分が取得できます。

※納付後、納税証明書の反映までに最大3週間要しますので、事前に納税課へご確認ください。

郵便による請求

☎総合窓口課 ☎754-6243

戸籍全部・個人事項証明書、除籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し等は、郵送で請求することができます。請求書、返信用封筒、返信用の切手および手数料(郵便局の定額小為替をご利用ください)と本人確認書類のコピーを同封の上、住民票の写しは住所地、戸籍謄本などは本籍地を所管する役所へ郵送してください。

電子申請サービス

住民票の写し・印鑑登録証明書は開庁日の午後5時までに申請された方のみ当日の午後5時30分から10時まで(問い合わせ:総合窓口課☎754-6243)、市・府民税証明書は午後8時まで(問い合わせ:課税課☎754-6222)の受け取りが可能です。ホームページからアクセスし、申し込みを行い、宿直室でお渡しできます(なりすましなどを防ぐために本人確認をお願いしています)。各交付書類については担当課にお問い合わせください。

公的個人認証サービス

☎総合窓口課 ☎754-6243

インターネットを使ったオンラインでの申請や届出といった行政手続きなどを行う際に用いられる本人確認の手段です。

電子証明書をICカードに記録することで利用できます。マイナンバーカードの公的個人認証サービスについては

申請者 本人

場所 市役所1階総合窓口課

手数料 無料

ただし、マイナンバーカードの紛失などによってカードの再交付時に再発行を受ける場合は有料となります。手数料は、署名用電子証明書1件につき200円、利用者証明用電子証明書1件につき200円です。(ただし、同時に発行を受ける場合は併せて200円となります。)

住民票の広域交付

池田市以外の市区町村でも住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を利用することで住民票の交付が受けられます。請求できるのは、本人または住民票に記載されている同一世帯員に限られます。また、本籍・筆頭者の表示のある住民票の写し、住民票の除票の写しや改製原住居票の写しについては請求できません。

- 本人または住民票に記載されている同一世帯員が、交付を希望する市区町村窓口申請書を提出してください。
- 窓口で、マイナンバーカードまたは運転免許証やパスポートなど官公署が発行した顔写真付き証明書を提示してください。
- 交付手数料は、交付を受ける自治体によって異なります。
- 池田市で発行している広域交付住民票は1通300円です。
- 住所のつながりが証明できない場合があります。

本人確認について

☎総合窓口課 ☎754-6243

戸籍法・住民基本台帳法の一部改正に伴い婚姻届、離婚届などの戸籍に関する届け出、転出・転入・転居届など住民異動届に関する届け出や諸証明請求時に、本人確認書類の提示が必要となっています。

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳など官公署が発行した免許証・資格証明書で本人の写真付きのものをご提示ください。本人確認書類が国民健康保険証、健康保険証、国民年金手帳など写真付きでない場合や官公署以外の機関が発行した証明書などの場合には、その他の本人確認書類をご提示いただいたり、本人確認のための質問をさせていただきます場合があります。

住民票等への旧氏(旧姓)併記について

☎総合窓口課 ☎754-6243

令和元年11月5日から住民票、印鑑登録証明書および個人番号カードに旧氏(旧姓)が併記できるようになりました。詳しくは、総合窓口課までお問い合わせください。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



● ペットボトル

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



● 段ボール

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!



● アルミ缶

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

特別永住者証明書・在留カードの更新等

☎総合窓口課 ☎754-6243

特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む)の更新

	申請できる方	申請期間	有効期限	申請に必要なもの
特別永住者 (16歳以上)	本人または 同一世帯の親族 (代理人)	有効期限の 2カ月前 ～有効期限	有効期間満了後 の7回目の誕生日まで	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内のパスポート (交付を受けていない方、有効期限切れのパスポートは不要) 特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む) 顔写真1枚(横3cm×縦4cm) 委任状(同一世帯の親族以外が申請する場合。ただし、法定代理人による申請の場合は不要)
特別永住者 (16歳未満)	代理義務者 (16歳以上の同居する父または母、それ以外の同居の親族)	有効期限の 6カ月前 ～有効期限	16歳の誕生日まで	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内のパスポート (交付を受けていない方、有効期限切れのパスポートは不要) 特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む) 顔写真1枚(横3cm×縦4cm)

特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む)の紛失再交付

	申請できる方	申請期間	申請に必要なもの
特別永住者	本人または 同一世帯の親族 (代理人)	紛失が分かった 日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内のパスポート (交付を受けていない方、有効期限切れのパスポートは不要) ※パスポートをお持ちでない方は、その他の本人確認書類(保険証や運転免許証など) 顔写真1枚(横3cm×縦4cm) ※16歳未満の方は写真不要 紛失したことを証するもの(警察で発行する遺失物届出証明書など) 委任状(同一世帯の親族以外が申請する場合。ただし法定代理人による申請の場合は不要)

在留カードの更新・再交付等

☎大阪出入国在留管理局(大阪市住之江区南港北1-29-53) ☎0570-064259

特別永住者以外(中長期在留者)の方は大阪出入国在留管理局で手続きをしてください。
申請に必要なものや受付時間については、問い合わせ先へ事前にお問い合わせください。



身近な手続き ▼ 特別永住者証明書・在留カードの更新等

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!

紙パック

● 飲料用紙容器

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!

スチール

● スチール缶

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な分別マークに着目!

プラスチック

● プラスチック製容器包装

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

旅券の発給(パスポート)

総合窓口課 パスポート担当 ☎752-1330

日本国籍を有する池田市民・豊能町民および池田市・豊能町に住民登録はないが、単身赴任や通勤・通学などの理由で池田市・豊能町に居所がある方を対象に旅券の申請・交付を行っています。

申請・交付

	月	火	水	木	金	土	日
申請(午前9時～午後4時30分)	○	○	○	○	○	休	休
交付(午前9時～午後5時15分)	○	○	○	○	○	休	休

※祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。
 ※池田市で申請された方は、池田市でしか受取はできません。

申請からパスポート交付までの所要日数

	池田市	大阪府パスポートセンター(参考)
新規(切替新規・訂正新規・残存有効期間同一を含む)	10日	6日

※所要日数は申請日を含めた日数です。土・日曜日、祝休日、年末年始は所要日数に含みません。
 ※提出書類に不備などがあると、さらに日数がかかります。
 ※お急ぎの方は、大阪府パスポートセンターをご利用ください。

手数料

	大阪府手数料	収入印紙	合計
新規・切替新規(更新)申請(10年間有効)	2,000円	14,000円	16,000円
新規・切替新規(更新)申請(5年間有効:12歳以上)	2,000円	9,000円	11,000円
新規・切替新規(更新)申請(5年間有効:12歳未満)	2,000円	4,000円	6,000円
残存有効期間同一申請	2,000円	4,000円	6,000円

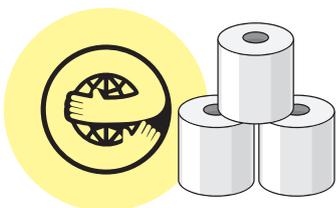
※年齢は旅券申請日における申請者の満年齢です。「年齢計算に関する法律(明治35年法律第50号)」により、誕生日の前日に1歳加算されます。
 ※令和5年3月27日以降に旅券を申請したが、発行後6カ月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は手数料が通常より高くなります。
 ※持ち物など、詳細はお問い合わせください。



身近な手続き
 ▼旅券の発給(パスポート)

それはごみ?資源? //

身近な**分別マーク**に着目!



●トイレットペーパー

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な**分別マーク**に着目!



●紙製容器包装

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ?資源? //

身近な**分別マーク**に着目!



●牛乳びん

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。